

シルバー派遣事業のご案内

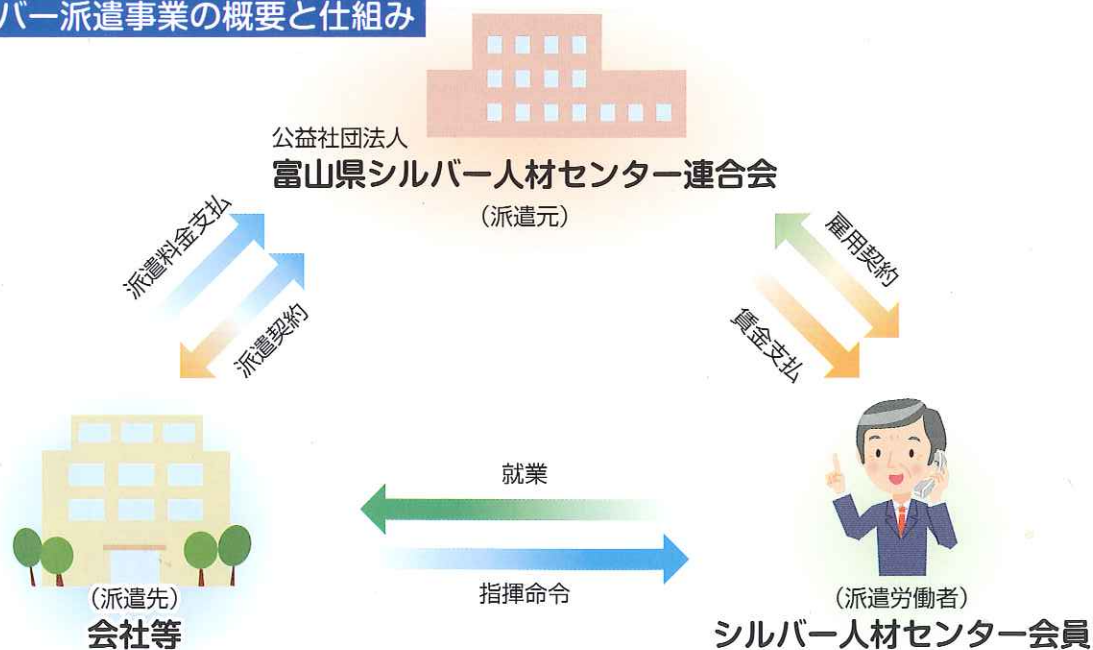


シルバー派遣事業とは

高齢者の多様な就業機会を確保するため、請負や委任による働き方だけでは対応できない「指揮命令を受ける作業」や「従業員との混在する作業」などを対象として、県内のシルバー会員を民間企業等に派遣する労働者派遣事業のことをいいます。

派遣事業の流れ

シルバー派遣事業の概要と仕組み



シルバー派遣事業の実施主体は、公益社団法人富山県シルバー人材センター連合会となりますが、県下シルバー人材センターを活動拠点の派遣実施事務所とし、県下シルバー人材センターの会員を対象として、シルバー派遣事業を実施しています。

シルバー派遣事業の特徴

経験豊かで、元気な60歳以上の高齢者（シルバー人材センター会員）を派遣いたします。

1 働く形態として………臨時的かつ短期的な就業又は軽易な業務に係る就業

- ア) 臨時的かつ短期的な就業とは、概ね月10日以内の就業となります。
- イ) 軽易な業務に係る就業とは、概ね週20時間未満の就業となります。
- ウ) なお、業務拡大の一環として、県知事が市町村の区域ごとに指定した高年齢退職者の就業機会確保に寄与することが見込まれる業種及び職種である場合は、週40時間まで就業することが可能となります。

2 組み合わせ就業………労働者が1人で行う仕事を、複数人のローテーションによる就業

長期にわたる仕事については、複数の会員がローテーションを組んで就業することになります。

3 派遣期間の制限なし

60歳以上の高齢者の派遣については派遣期間の制限がありません。
忙しい時または短時間労働（1日でもOK）でも依頼できます。

派遣できる業務

1 技能・技術分野

工場内での軽作業（加工・組立・検品等）
各種自動車の運転（配達・送迎等）

2 福祉・子育て分野

介護施設での補助的な業務
保育園・幼稚園等での補助的な業務

3 管理分野

施設管理（建物管理、駐車場管理） 倉庫管理（在庫管理、商品管理）

4 一般作業分野

屋外作業（清掃、農作業） 屋内作業（清掃、梱包作業等）

5 サービス分野

調理補助 家事援助 遺跡発掘 広報誌配布

6 販売・事務分野

小売・スーパーでの商品品出しやレジ業務
一般事務（資料作成、集計事務）



※注意事項

港湾運送業務、建設業務、警備業務、病院等における医療関係の業務及び高齢者にとって危険又は有害な仕事には派遣できません。

シルバー派遣のメリット

- 1 経験豊かな人材の調達が可能です。
- 2 知識豊富な即戦力人材の確保ができます。
- 3 人件費に関わる費用が削減できます。
- 4 労災保険は県連合会が加入します。
- 5 派遣会員は雇用保険・社会保険等には加入しません。



但し、業務拡大により、週20時間以上の就業となった場合は、加入が必要となります。

派遣料金について

派遣料金は、賃金+手数料+消費税 になります。

手数料は、派遣会員の労働災害保険料、有給休暇付与、教育研修費及び事務管理費として請求させていただくものです。また、業務拡大により雇用保険や社会保険に加入する場合は、その保険料率が加算されることとなります。

労働者の派遣契約に基づき派遣契約料金をお支払いいただくこととなります。

シルバー人材センターで働く会員のその他の就業形態

シルバー人材センターでは、高齢者の生きがいの充実、健康維持、地域社会の維持・発展などを図るため、シルバー派遣事業の他、次のような多様な働き方を推進しています。

1 請負・委任

シルバー人材センターが、発注者から業務を受注し、その業務を会員に請負わせる方法または委任する方法により行う形態です。

シルバー人材センターは、発注者と業務の完成を目的とした請負契約を締結し、その業務の完成を目的とした請負契約を会員と締結して、業務を実施します。

また、発注者と業務の完成ではなく業務の実施を目的とした委任契約を会員と締結して実施します。

会員は請負った業務を自らの裁量で行うため、発注者は会員に指揮命令ができません。

2 有料職業紹介

シルバー人材センターが会員及び地域の高齢者を発注者に対して、雇用を前提とした有料での職業紹介をし、発注者が職業紹介された会員等を雇用して業務を行うものです。

請負・委任・派遣の定義と相違

	請 負	委 任	派 遣
定 義	一定範囲の業務を一括して引き受け、結果に対して報酬が支払われる	一定の業務処理を任せられ、善良な注意義務をもって遂行する	派遣先の指揮命令の下で派遣契約に定められた業務に従事する
完成責任	ある	ない 成果物を伴う必要もない	ない 成果物を伴う必要もない
報告義務	ない	ある 発注者からの請求に応じていつでも状況を報告できなければならない	ある 派遣先の指揮命令に従う
指揮命令	受託者	受託者	発注者（派遣先）
対価請求	成果物への一括額見積	委任業務遂行後に業務内容を見て請求、一般的には「期間×人工単価」で確定	派遣契約によって自由に決定される。一般的には「期間×人工単価」で確定
瑕疵担保責任	ある 受託者は一定期限内は瑕疵に対して、補修・損害賠償などの担保責任を負う	ない 善良なる管理注意義務を持つてばよい	ない
発注者注意事項	進捗管理の不透明さ	業務依頼手順	労働者派遣法の派遣先責任
受託者注意事項	一括請負のリスク判断	委任業務範囲の把握	労働者派遣法の派遣元責任

請負・委任は個々の従業員の仕事分担、スケジュールリングは基本的に受託者が行う。
 瑕疵担保責任は、任意規定であり、契約により排除することは可能。
 委任の場合、原則として善管注意義務はあるが瑕疵担保責任はない。

お問い合わせは、事業所のある地域のシルバー人材センターまたは連合会まで

センター名	所在地	電話
富山市シルバー人材センター	〒930-0858 富山市牛島町9-4	076-444-5535
高岡市シルバー人材センター	〒933-0935 高岡市博労本町4-1（高岡市ふれあい福祉センター内）	0766-20-1650
射水市シルバー人材センター	〒939-0341 射水市三ヶ880-1	0766-55-8817
魚津市シルバー人材センター	〒937-0066 魚津市北鬼江1-1-11	0765-22-5326
氷見市シルバー人材センター	〒935-0025 氷見市鞍川1065	0766-74-8408
滑川市シルバー人材センター	〒936-0053 滑川市上小泉1842-1（シルバーワークプラザ内）	076-475-7585
黒部市シルバー人材センター	〒938-0806 黒部市前沢24-1	0765-52-4777
砺波市シルバー人材センター	〒939-1383 砺波市高道217-2	0763-33-4341
小矢部市シルバー人材センター	〒932-0826 小矢部市茄子島211	0766-67-4804
南砺市シルバー人材センター	〒939-1531 南砺市院林88-3	0763-22-8050
上市町シルバー人材センター	〒930-0361 中新川郡上市町湯上野598（上市町集落センター内）	076-472-4567
立山町シルバー人材センター	〒930-3217 中新川郡立山町野沢1	076-463-4854
入善町シルバー人材センター	〒939-0642 下新川郡入善町上野403-2（入善町老人福祉センター内）	0765-74-2207
朝日町シルバー人材センター	〒939-0744 下新川郡朝日町平柳688	0765-83-2382
舟橋村シルバー人材センター	〒930-0283 中新川郡舟橋村海老江147（舟橋会館内）	076-464-1126

派遣元事業主 公益社団法人 **富山県シルバー人材センター連合会**

〒930-0857 富山市奥田新町8-1 ボルファートとやま10F
 TEL 076-431-3282 FAX 076-431-3283
 〈労働者派遣事業 届出受理番号 シ16-001〉